

龜山市公告第 80 号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を龜山市建設部用地管理室に備え置いて、公告の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 28 年 9 月 30 日

龜山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の所在及び面積

龜山市椿世町字大坪 214 番 3 地先 59.37 m<sup>2</sup>